

地球サミットにおける「持続可能な開発」の政策的な展開

星 野 智

はじめに

- I リオの地球サミットにおける「持続可能な開発」の展開と問題点
- II ヨハネスブルク世界サミットにおける「持続可能な開発」政策の新たな展開
- III リオ+20における持続可能な開発
おわりに

はじめに

一九八七年のブルントラント報告で定式化された持続可能な開発の概念は、その解釈においては必ずしも明確な合意があったとはいえないにしても国際社会のなかで一定の評価を受け、地球環境政策の中心となる原則となったといえる。こうして地球社会が政策的な目標として「持続可能な開発」という概念を採用し、将来のグローバル環境ガバナンスのなかに位置づけた。ブルントラント報告は持続可能な開発に関する定義やいくつかの規範的な原則を提示し、

地球社会のなかで「持続可能な開発」を追求するための「道筋」を提起したが、各国が持続可能な開発のための指導原則と政策的な枠組に関して具体的な合意を実現したのは一九九二年のリオの地球サミットにおいてであった。その一〇年後の二〇〇二年に南アフリカのヨハネスブルクで地球サミットが開催され、さらにリオ会議の二〇年後に当たる二〇一二年にリオ+20が開催され、持続可能な開発の新しいアプローチが形成された。しかし、これらの地球サミットの過程のなかで、持続可能な開発を促進するうえでの政策的な変化が生じたことも事実である。地球サミットがグローバル環境ガバナンスの枠組の一つであり、そこに多様なアクターがかかわっている以上、そのことは当然のことといえる。

本稿では、ブルントラント報告以後の持続可能な開発に関する上記の三つの地球サミットを取り上げ、そこでの持続可能な開発のための新たなアプローチや政策的な展開および問題点について検討したい。

I リオの地球サミットにおける「持続可能な開発」の展開と問題点

一九九二年六月に一〇八名の首脳を含む一七二カ国、そして世界中から約三〇、〇〇〇名の人々が参加して開催されたリオの地球サミットでは、各国の環境政策担当者、環境NGOの活動家、企業の代表者、国際機関の担当者などが地球環境問題に関して実りの多い議論を展開した。リオの地球サミットは、一九八九年のベルリンの壁の崩壊、その結果として生じたソ連の解体、そしてブラジル、ロシア、インド、中国といったBRICsと呼ばれる新興国の登場のなかで開催された。冷戦の終結は、世界の出来事に関するかなりの楽観的な見方を歓迎するような状況を生み出

していた。世界の多くの人々は、分裂した世界の終焉と平和への模索が地球社会に対して長期的な開発と環境問題へ注意を向けさせるだろうと期待した。その意味で、リオの地球サミットは、冷戦という緊張状態が終結し、地球環境問題が国際政治の主要なテーマの一つとなり、しかも国際間の協力を妨げるような大きな地政学的な対立もない状況のなかで、急速に進展する気候変動、オゾン層破壊、生物多様性の喪失といった地球環境問題に関するグローバルな協議の場となった。それと同時に、地球サミットは、一九八七年のブルントラント報告で定式化された持続可能な開発に関する政策的な具体化のための協議という性格をもっていた。

リオ会議の準備段階として、各国の代表者は二年以上にわたって四回もの準備会合をもち、事前の議論、交渉、草稿作成、再草稿作成に多くの時間を投入した。このように十分な準備が事前になされたために、わずか二週間の期間のサミットで大きな成果を生み出すことができたといわれている。⁽¹⁾

しかし、他方において、事前交渉の会合の重要性は、グローバル環境ガバナンスにおける南北間の不平等のもう一つの源泉を生み出した。というのは、豊かな先進諸国はこれらの交渉において会合に多くの科学的・政治的な問題を担当できる高度に専門的な交渉チームを送れる能力と資源をもっているのに対して、開発途上の貧しい諸国にはこの能力がないからである。したがって、グローバル・サウスの諸国が多国間環境協定は先進国に有利になるといふ不満をしばしばもつのは当然のことでもある。⁽²⁾

さて、地球サミットで採択された主要な文書は、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化防止条約などである。これらのいずれの文書も、一九八七年のブルントラント報告の影響を受けており、問題をいかに解決するのか、それにどのように取り組むべきなのかという観点から作成されている

る。そして各国は、アジェンダ21の第三章「国際的な機構の整備」のなかの提言に基づき、持続可能な開発を実行力のあるものとするために社会経済理事会の補助機関として新しい機構、国連の持続可能な開発委員会(CSD)を設置した。CSDの役割は、アジェンダ21を監視するためのものであり、持続可能な開発に関するさらなる多国間の協力を促進するものとされた⁽³⁾。

環境と開発に関するリオ宣言は、二七の原則を謳っているが、基本的にはブルントラント報告における持続可能な開発の概念を継承しているといつてよいだろう。しかし、ブルントラント報告における持続可能な開発の概念が大きく分けて「弱い持続可能な開発」と「強い持続可能な開発」という二つの解釈がなされたように⁽⁴⁾、環境を優先するか開発を優先するかという点で曖昧な要素も引き継いでいるといえることができる。というのは、リオ宣言の第一原則で、「人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する」としながら、第四原則で、「持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならず、それから分離しては考えられないものである」としているからである。

とはいえ、H・ステイヴンソンによれば、リオ宣言は、以下の四点の特徴をもっている。第一に、リオ宣言は、持続可能な開発に関する国際的に交渉された最初の声明であり、二七の原則によって構成されること、第二に、宣言の文書は一九九二年四月のUNCEDの事前交渉会合で最終的に承認され、一九九二年六月の地球サミットで採択され、一九九二年一二月の国連総会で承認されたこと、第三に、宣言は一九八七年のブルントラント報告『我ら共通の未来』で導入されたいくつかの言葉とアイデアを反映しており、開発と環境保護を調和化することを求めていること、そして最後に、多くの国々と市民社会のアクターはリオ宣言が「憲章」(世界人権宣言と同様の地位)を構成するこ

とを期待したが、開発途上国は会議の宣言（ソフトロー）を支持して拘束力のある地球憲章を拒否したことである。⁽⁵⁾

これらの点を踏まえながら、リオ宣言の原則について具体的にみてみると、第七原則で「共通だが差異ある責任」、第三原則で公平性の原則（世代間公平性と世代内公平性）という規範的な原則を規定している。これらはいずれもブルントラント報告における持続可能な開発の基本原則を継承しているものである。また第八原則は、「各国は、すべての人々のために持続可能な開発及び質の高い生活を達成するために、持続可能でない生産及び消費の様式を減らし、取り除き、そして適切な人口政策を推進すべきである」と主張している。これは、多国籍協定で合意された文書が生産と消費を減らすことに言及した最初のものであることに注目すべきである。⁽⁶⁾

リオ宣言はまた、第一五原則として、「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」という予防原則を明確に打ち出しているところに特徴がある。したがって、リオの地球サミットにおいては、予防原則が持続可能な開発の原則の一つとして明確に提示されたといえる。

しかし他方において、リオ宣言には、環境保護と貿易および投資との関係について、後者を優先するような原則も含まれている。第一六原則は、以下のように規定している。

「国の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担するとの方策を考慮しつつ、また、公益に適切に配慮し、国際的な貿易及び投資を歪めることなく、環境費用の内部化と経済的手段の使用の促進に努めるべきである。」

ここでは、汚染者負担の原則が確認されているが、他方において、「国際的な貿易及び投資を歪めることなく」と

いう記述があり、これに関しては、環境保護を強く主張する「強い持続可能な開発」の立場からは、ビジネスと産業の観点から環境保護よりも貿易と投資を優先しているかのような印象を与えているという批判も提起されている。⁽⁷⁾ いずれにしても、環境保護と貿易のうちいずれが優位するのかという点については明確にしていけないということができ。むしろアジェンダ21では、「貿易を通じた持続可能な開発の促進」という立場が打ち出されている。

次にアジェンダ21に関しては、持続可能な開発を促進するうえで各国を導くための非拘束的で自発的な「行動計画」として作成されたもので、その第四〇章は開発の社会的・経済的な次元に関連する問題、環境保護と資源管理、持続可能な開発の政策への市民社会と地方政府の参加、そして移転（財政、科学技術、教育等）の問題を取り上げている。しかし他方で、論争的なテーマは、財政、科学技術移転、気候、生物多様性、国際制度、貧困、消費、漁業、バイオテクノロジーに関するものであり、これらは交渉でもっとも困難なものであった。⁽⁸⁾

まずアジェンダ21は前文で持続可能な開発に関して、以下のように記している。

「人類は歴史上の決定的な瞬間に立たされている。国家間及び国内において絶えることのない不均衡、貧困、飢餓、病気、非識字率の悪化、そして生存の基盤である生態系の悪化に我々は直面している。しかしながら、環境と開発を統合し、これにより大きな関心を払うことにより、人間の生存にとって基本的ニーズを充足させ生活水準の向上を図り、生態系の保護と管理を改善し、安全でより繁栄する未来へつなげることができる。いずれの国も自国だけでこれを達成することはできないが、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを促進することに、ともに達成することが可能となる。」

このようにアジェンダ21は、開発の持続可能ではない形態や基本的ニーズの充足を妨げているものに関する分析を

行っているだけでなく、持続可能な開発を促進するための方法に関するいくつかの重要なアイデアを提示している。

さまざまなアイデアのなかでも重要なものの一つは、第三三章で持続可能な開発を促進するための資金源について言及している点である。アジェンダ21の実施に要する資金は、一般的には、主に先進諸国の公的あるいは私的な部門から調達されることになる。開発途上国あるいはとりわけ最貧国にとっては、環境保護と開発のための資金を自国で調達できないために、先進諸国からの政府開発援助（ODA）が外部的資金の主要財源である。開発途上国へのODAによる資金援助に関しては、周知のように一九七〇年一〇月の国連決議二六二六（XXV）において各先進諸国がODAをGNPの〇・七％にまで増加させることに合意していたが、アジェンダ21の実施においてこの点が再確認されている。先進諸国によるODAの増額を再確認するとともに、さらに別途の資金源として地球環境ファシリティー（GEF）を新たに設立したことが新しい提案であった。⁽⁹⁾ 世界銀行、UNDP（国連開発計画）、およびUNEP（国連環境計画）によって共同運営されるGEFは、持続可能な開発およびアジェンダ21の実施のための追加的な資金として位置づけられた。

アジェンダ21のなかで持続可能な開発を促進するためのもう第二の重要な点は、第三八章「国際的な機構の整備」のなかに規定された持続可能な開発委員会（CSD）の設置の提案である。この提案は、「アジェンダ21の実施の進捗状況を国内レベル、地域レベル、国際レベルで検討するために、ハイレベルな『持続可能な開発委員会』を国連憲章第六八条に従い、設立すべきである」というもので、この提案を受けて、一九九三年の経済社会理事会（決定一九九三／二〇七）において経済社会理事会の機能委員会として正式に設立された。

第三に、アジェンダ21における持続可能な開発をグローバルに促進するための手段として重要なメカニズムとして国際的な法制度の発展が挙げられている。第三章では、持続可能な開発に関する国際法を一層発展させることを明記し、その目標として、「国際環境法を見直し、発展させることの全体的な目的として、法の効果を評価、増進するとともに、効果的な国際合意や措置を通じ、地球的規模での原則及び各国固有の多様なニーズと関心に配慮しながら、環境と開発の統合を推進することにある」としている。

基本的に、各国はリオ宣言やアジェンダ21のような国際的なソフトローには法的な拘束力がなく、それらの文書を義務というよりも勧告と解釈し、そこでの原則を国内法に転換することを求められない。特に、持続可能な開発の概念があまりにも広範で包括的であるために国際条約としてのハードローに従うことができないという見解もあれば、また持続可能な開発の概念のさまざまな側面が個別の条約のなかで効果的に扱うことができるという見解もある。⁽¹¹⁾しかし、ソフトローのアプローチかハードローのアプローチかという問題を別にしても、各国が持続可能な開発に関する国際協力を継続するための約束とともに、宣言と行動計画という弾力的な選択肢を選んだという事実の存在は、持続可能な開発に関するグローバル・ガバナンスが地球サミットを基礎とする多国間主義という形態をとったことを意味し、持続可能な開発に関する国際レジーム形成への重要な枠組を形成することになった点は評価されよう。

しかしながら、リオの地球サミット以後のリオ宣言とアジェンダ21の達成状況に関する調査についてみると、かなり否定的な評価が行われている。⁽¹²⁾とりわけ一九七〇年の国連決議でなされた先進諸国のODAの拠出額をGDPの〇・七%とすることに關しては達成されていない点が指摘されている。⁽¹³⁾またリオの地球サミットから二〇年後に国連経済社会局が行った調査では、以下のように記されている。

「地球サミットから二〇年、アジェンダ21は大きな重要性をもち、持続可能な開発を促進するために国連システムによるもつとも包括的な取組みであり続けている。適用範囲においてはいくぶん隔たりがある一方、人類が努力している問題は多少ともアジェンダ21の各章で扱われているものである。しかし、アジェンダ21が国民国家のなかでかなりの適用範囲を占めている一方で、その実施は全般的かつ効果的ということからほど遠いままである。進展はバラバラであり、よい実績の要素はみられるものの、ほとんどのアジェンダ21の成果は実現されていない」⁽¹⁴⁾

II ヨハネスブルク世界サミットにおける「持続可能な開発」政策の新たな展開

一九九七年六月二三日～二七日に、アジェンダ21の実施を検証するためにニューヨークで国連総会特別会合（UN GASS）が開催された。⁽¹⁵⁾ この特別会合は、地球サミットIIあるいは地球サミット+5として知られているもので、そこで期待されていたのは、地球サミットが持続可能な開発の約束を再活性化し、一九九七年以後の行動に優先順位をつけるということであった。そこで採択された文書には、一九九七年の特別会合の焦点がアジェンダ21の実施を促進すること、そして二〇〇二年のアジェンダ21の包括的なレビューが持続可能な開発の達成において見通しのきく大きな進展を明示することに取り組むことが記されている。⁽¹⁶⁾

しかし、UN GASSのために準備された世界の環境状況に関する報告書は、惨憺たる状態を描き出していた。それによると、地球環境は驚くべき割合で悪化し続けており、温室効果ガスの高レベルでの排出、有害な汚染廃棄物を

伴っている一方、とりわけ淡水、森林、表土、海洋漁業資源は持続できないほど利用され続けている。世界の指導者たちは国連総会特別会合に臨むにあたって、リオの地球サミット後の五年間でこの惑星の状態がかつてないほど悪化したことを真摯に受け止めざるをえなかった。⁽¹⁷⁾

結果的に、地球サミット+5での進展はなく、特別会合の週の交渉は失望的なものであった。そこでの交渉に長い時間と努力が費やされたが、最終的な合意はほとんど未成立のままになっただけでなく、以前の合意とは実質的に異なる結論に至った。⁽¹⁸⁾ このような明確な共通の目的の欠如は、いくつかのグループにおける激しい議論と南北の代表者間の緊張関係によって悪化することになった。持続可能な開発に資金提供することに関する議論において南北間で泥沼化したことがその原因であった。北の先進諸国のドナー国がODAを増加させて途上国に環境に優しい科学技術を提供するというリオでの合意は維持されなかった。それどころか、ODAの援助額は一九九一年の〇・三四%から一九九五年の〇・二七%に減少した。グローバル・サウスの多くの国々はこのことをリオの地球サミットで宣言された開発のためのグローバルなパートナーシップの崩壊とみた。⁽¹⁹⁾

また法的拘束力のある森林条約が存在すべきであるかどうかという熱い議論がまた地球サミット+5にマイナスの影響を与えた。カナダとEUは新しい条約を強く支持したが、アメリカ、ブラジル、インド、ほとんどの主要な環境組織はこれに反対した。多くの開発途上国は、自国の開発計画を阻害することを恐れて法的拘束力のある条約を望まなかったからである。それとは対照的に、主要な環境組織が条約に反対したのは、せいぜいのところ弱い措置がなされるだけで、最悪の場合には、逆説的なことにグローバルな環境管理レジームの枠内に置かれ、持続可能な実行を導入するという名目の下で森林の商業的な伐採への道を開くということを恐れたからである。⁽²⁰⁾

さて、地球サミット+5開催から五年後の二〇〇二年に南アフリカのヨハネスブルクで世界サミット(WSSD)が開催された。ヨハネスブルク・サミット開催の決定は二〇〇一年二月の国連総会で行われ、その主要なねらいはアジェンダ21の実施の審査と持続可能な開発へのグローバルな約束の再活性化であった。世界中から一九一カ国の政府と一〇四名の各国首脳を含めて二〇、〇〇〇人以上が参加した。しかし、国際的な雰囲気は、環境外交にとつてかならずしも順調なものではなかった。二一世紀初頭は、二〇〇一年のアメリカでの同時多発テロの勃発に示されていたように、国際政治における安全保障の問題が再浮上し、地球環境問題への取組みという多国間主義に対する挑戦の時期でもあった。⁽²¹⁾したがって、この時期、アメリカ政府あるいは各国はテロリズム対策に没頭していたため、国際政治における地球環境問題の優先度は相対的に低下していた。

一九九二年のリオの地球サミットと二〇〇二年ヨハネスブルク・サミットの間の変化については、ある程度UNEPの事務局長クラウス・テプファーの以下の言葉によって捉えられる。

「われわれはベルリンの壁の崩壊と冷戦の終焉を迎えた。今日、われわれはグローバル化の帰結としての新しい現実主義をもっている。ヨハネスブルクで合意された行動計画は、夢のようなものではなくより職人的であり、もはや地球に望みをもたず失望している多くの人々、そしてあまり速く事を進めず将来に向けて確実に歩もうと考えている多くの国民の感情を反映している。」⁽²²⁾

ヨハネスブルク・サミットでは二つの成果文書が作成された。持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言とヨハネスブルク実施計画である。これらの文書にはこれまでのいくつかの進展が影響を与えている。ヨハネスブルク宣言のなかでは、リオの地球サミットでのリオ原則とアジェンダ21、国連ミレニアム宣言、WTOドーハ宣言、モンテレ

イ合意の影響を受けて、サミットの意義に関して以下のように記している。

「ヨハネスブルク・サミットでは、我々は、持続可能な開発のヴィジョンを尊重し実施する世界に向けて、共通の道のために建設的な探求を行う中で諸国民と様々な意見を織り交ぜたタペストリーを織り上げるために、多くのことを達成した。ヨハネスブルクではまた、地球のすべての国民の間で地球規模の合意とパートナーシップを達成することに向けた重要な前進があったことが確認された。」⁽²³⁾

このように、持続可能な開発を促進するうえで多国間のパートナーシップへの新しい約束は、宣言のなかの高質な言葉で、すなわち「人々の豊かなタペストリー」、「われわれの惑星のすべての人々のパートナーシップ」、「変革のための建設的なパートナーシップ」という言葉で言及している。⁽²⁴⁾ 持続可能な開発のための多国間主義におけるパートナーシップへの方向転換は、政府、企業、NGOの間の協力の促進に対する国連の幅広い関心を映している。二〇〇〇年と二〇〇一年を通じて、国連は開発と貧困撲滅を追求するための「グローバルなパートナーシップ」の重要性を強調するいくつかの決議を可決した。たとえば二〇〇一年一月二月に可決された国連総会決議五六／七六は、国連システムがパートナーシップへの共通のアプローチを支持するようにした。⁽²⁵⁾

次に、「我々が直面する課題」として挙げられていることは、とりわけ「貧困削減、生産・消費形態の変更、および経済・社会開発のための天然資源の基盤の保護・管理が持続可能な開発のための目的であり、不可欠の条件である」ということ、地球環境の悪化、すなわち生物多様性の喪失、漁業資源の悪化、砂漠化、地球温暖化の悪影響、大気・水・海洋汚染という課題に加えて「地球規模の格差の固定化」である。

そして宣言の最後の方では、国連憲章と国際法の原則ならびに多国間主義の強化を再確認し、「持続可能な開発を

推進するのに最も適した立場にある世界で最も普遍的で代表的な機関である国際連合の主導的役割を支持する」としている。

リオ宣言と同様に、ヨハネスブルク宣言は、国家の行動を拘束する法的な文書というよりも政治的な表現という色彩が強くなっている。もちろん宣言の文書が拘束力のないソフトローであるとはいえ、それは重要な結果をもちうる。しかし、「我々が直面する課題」にみられるように、リオの地球サミット以後一〇年間に地球環境問題や貧困問題への取組みがあまり進展しなかったという点からみると、ヨハネスブルク宣言は不可避免的に内容のないものになったという評価にも頷ける面がある。⁽²⁶⁾ リオ宣言の文書が「するべきである」という義務や当為を示す表現が多いのに対して、ヨハネスブルク宣言の文書は、「約束する」、「同意する」、「厳粛に誓う」といった比較的ソフトな表現が目立っている。⁽²⁷⁾

さて、ヨハネスブルク・サミットで採択されたもう一つの文書である「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」では、「貧困撲滅」、「持続可能でない生産消費形態の変更」、「経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理」、「グローバル化する世界における持続可能な開発」、「実施の手段」など二一章の実施計画が示されている。「貧困撲滅」に関しては、国連ミレニアム宣言を受けて、「二〇一五年までに世界収入が一日一ドル以下の人々の割合、飢餓で苦しむ人々の割合を半減させ、安全な飲料水へのアクセスがない人々の割合を半減させる」としている。また「持続可能でない生産消費形態の変更」では、汚染者負担の原則あるいは予防原則の適用の確認、再生可能なエネルギー資源の利用拡大などが記されている。「経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理」では、水と衛生、水資源管理、漁業資源の保存および持続可能な利用、気候変動への取組みなどについて言及している。

「グローバル化する世界における持続可能な開発」の章では、グローバル化が持続可能な開発にとって機会と挑戦を提起しているとして、「グローバル化が十分に包括的であり、公正なものであるべきである」としている。しかしながら、この章では、もっぱらより開かれた平等な多国間の貿易と財政のシステムを促進し、国際的な貿易と投資のための新しい機会を切り開くことに焦点を当てたものであり、明らかにこれが環境的に持続可能な開発を促進するものかどうかは不明確なままであった。事実、「環境」という言葉はその章に一回しか登場していない。⁽²⁸⁾

ヨハネスブルク・サミットでは多国間のパートナーシップが強調されたが、地球サミットがグローバル環境ガバナンスの一つの形態である以上、そこには多様なアクターの参加が前提となっていることはいうまでもない。新しいミレニアムの開始の時期において同時多発テロにさらされたアメリカのブッシュ政権が多国間主義と気候変動に関する活動に敵対的であったことは、環境レジームにおける拒否権行使国としての立場から持続可能な開発の促進にとっては一マイナスに作用し、ヨハネスブルク・サミットへの興奮と野心を喪失させる大きな要因の一つであった。

また、市場経済の活性化を前提とする経済的なグローバル化の進展を伴い、民営化や規制緩和といった新自由主義的なワシントン・コンセンサスが世界的に浸透し、グローバル企業の発言力が増した。そして、このことがヨハネスブルク・サミットにも影響を与えている点が窺われる。たとえば、その点は、「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」のなかには、「WTO加盟国メンバーによるドーハ閣僚会議の成果を実施し、貿易関連技術支援及びキャパシティ・ビルディングをさらに強化し、途上国のニーズや利益をWTOの作業計画の中心に置くこと⁽²⁹⁾によって途上国が多角的貿易体制に、有意義に、効果的に、かつ完全に参加することを、確保する」という表現に示されている。

Ⅲ リオ＋20における持続可能な開発

二〇一二年六月二〇日から二二日まで、各国政府、私的部門、非政府組織、そして主要なグループから成る四五、〇〇〇人の参加者が、持続可能な開発に関する国連会議リオ＋20への参加のためにリオデジャネイロに集まった。リオ＋20サミットには、五〇名の首脳と一九〇カ国の環境大臣が出席したが、一九九二年の地球サミットに出席した首脳の半分以下であった。主要な途上国の指導者は参加したにもかかわらず、アメリカ、ドイツ、日本、イギリス、ロシアといった主要先進国からの首脳は欠席した。ここで採択された成果文書である『我々の望む未来』⁽³⁰⁾は、持続可能な開発の枠組のなかでグローバルな課題に対処するためのグランドビジョンを示した。

すでに触れたように、リオの地球サミットから二〇年後に国連経済社会局が行った調査では、一九九二年の持続可能な開発のためになされたアジェンダ21の約束がほとんど実現されなかったとされている。『我々の望む未来』は、リオの地球サミットでの持続可能な開発への約束を再確認し、「持続可能な開発目標」を定義する過程を開始することを決めた。これはおそらくリオ＋20サミットによるものとも意味のある結果であったといえる。しかし他方において、『我々の望む未来』という長い文書は、他の場所でなされた約束を繰り返すだけのものであり、一貫した行程表を前に進めることに失敗し、特定の期限までの拘束的な目標を明確にすることはなかったという批判もある。⁽³¹⁾とはいえ、リオ＋20での成果文書は国際的な交渉における政治的な現実の変化を反映しており、二〇〇八年のリーマン・ショックによる世界金融危機以後に経済問題を抱えていた先進諸国に対して、開発途上国は貧困削減の問題を以前よりもまして重要な優先事項として推進するうえで、一段と強い役割を演じた。加えて、開発途上国は、ODAとして

GDPの七%を拠出するという国連決議にもかかわらず、先進国が持続可能な開発のための約束した財政的な支援を提供することに失敗したことに強い不満を抱いていた。

他方、環境NGOや科学者団体からのリオ+20に対する不満として、そのアプローチが地球環境の状況に関する一般的な科学的コンセンサスからかけ離れており、人間存在を強調するあまり地球生態系の吸収力や処理能力に関するいかなる限界も認めていないということが表明されている。⁽³²⁾ 国連環境計画(UNEP)は、リオ+20に合わせる形で『地球環境概観第五次報告書』を策定し、その副題として「我々が望む未来の環境」というタイトルが付けられている。このなかで地球システムの危機的な状況を以下のように記している。

「今日生きている七〇億という人々の集団は、地球システムが廃棄物を吸収して、環境への悪影響を中和する能力を越える加速度と強度で、地球資源を不当に使っている。実際、いくつかの地域では、既にこれまでの発展の制約を受けている」⁽³³⁾

このように、現在の地球環境の状況に関する認識のあり方とそれに対処するためのリオ+20のあり方に関する認識の相違は、先進諸国、開発途上国、企業集団、環境NGOといった多様なアクター間の政治的な利害関係に基づいていることに加えて、地球環境の状況そのものに関する認識の違いに由来している。このことから「持続可能な開発」という用語に関しても、多くの人々によって多様な理解がなされている。リオ+20は公式には、持続可能な開発を同時に追求しなければならない経済的・社会的・環境的な三つの次元から構成されるものとして定義しているが、三つの次元のどれを優先するかによって現実の政策的な対応に違いが生まれることはいうまでもない。

自由市場的なアプローチを採用しているアメリカによって強く擁護されているワシントン・コンセンサスは、貧困

削減と不平等の削減のための市場指導的な成長を支持している。リオ+20では、私的な投資と公共投資の均衡、市場の均衡に関して各国間の意見の顕著な相違が存在した。アメリカは、グローバルな市場の力への政府の介入に消極的である点で途上国ととりわけ新興国との合意を見出し、その立場はヨーロッパ諸国の反対に遭遇した。この点において、リオ+20は、連合形成において新しく流動的な類型が出現したということによって特徴づけられ、そこでの対立的な立場はつねに先進国と途上国という伝統的なラインに沿うものではなかった。⁽³⁴⁾

リオ+20の成果文書『我々が望む未来』は、それが貧困撲滅を主要な持続可能な開発の課題として再確認している点では、開発途上国の勝利である。貧困撲滅の問題をグリーン経済への移行の枠組に組み込もうとし、これを具体的な持続可能な開発目標に結びつけようとした先進諸国の試みは失敗に帰した。しかし、このようなグリーン経済への移行を支持するうえでの資金と、持続不可能な消費と生産のパターンを削減するための目標に関して、先進諸国による具体的な約束を得ようとした開発途上国の試みもまた失敗に帰した。⁽³⁵⁾

さて、『我々が望む未来』の内容に関する検討に入ると、第I章「我々の共通のビジョン」では、第一パラグラフにおいて、「持続可能な開発への我々の約束と、我々の惑星、現在と将来の世代のための経済的、社会的、環境的に持続可能な未来の促進を確実にする我々の約束」が再確認されている。第二パラグラフでは、「貧困撲滅は今日の世界が直面しているもっとも大きなグローバルな課題であり、持続可能な開発にとっては不可欠である」とし、貧困撲滅を持続可能な開発のための優先事項に置いている。そして第三パラグラフは、持続可能な開発の三つの支柱に触れ、「すべてのレベルで主流となる持続可能な開発を推進する必要性、経済的・社会的・環境的な側面の統合、そしてそれらの内的関連性の認識」に言及している。

ミレニアム開発目標に触れている第五パラグラフは、「二〇一五年までのミレニアム開発目標を含めて、国際的に合意された開発目標を達成するために各国の約束」を再確認している。その次の本文には、さまざまな方法で持続可能な開発の人間的な次元を強化し、公平、平和、自由、人権、善きガバナンス、ジェンダー平等、市民社会の参加を重要な関心として、また現在までの進展と格差の存在を評価する約束を喚起すると記されている。

第二章「政治的約束の更新」の第一五パラグラフは、とりわけ全体としてリオ宣言の原則七である「共通だが差異ある責任」を再確認している。これに関しては、いくつかの国々、とりわけアメリカは「共通だが差異ある責任」を乗り越えることを求め、一つだけのリオ原則を選び出すことに反対した。しかし開発途上国はリオ原則七を多国籍環境協定の基本とみなした。環境的な視座からみて予防原則のようなものは反復する価値があるとはいえ、さらに他の原則を選び出すとなると、リオ+20の成果のなかにすべての原則を再び列挙することになることは明らかである。⁽³⁶⁾

第二章のBの第一九パラグラフは、一九九二年のリオの地球サミット以後の二〇年間で、持続可能な開発と貧困撲滅を含めて不均衡な進展しかなかった点を確認し、以前の約束の実施の促進の必要性を強調している。

第三章「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」（第五六―七四パラグラフ）では、持続可能な開発とグリーン経済との関連性を扱っている。グリーン経済は、制度的改革と並んでリオ+20の主要な中心的なテーマの一つであり、かつもともと論争的なテーマの一つとなった。

グリーン経済あるいは緑の成長という言葉は、二〇〇八年の金融経済危機の結果として国際舞台に登場した。そのとき、その言説はOECD、UNEP、世界銀行のような国際機関や多くの各国政府によって速やかに受け入れられた。グリーン経済あるいは緑の成長は、さまざまな意味をもつ捉えどころのない概念である。世界銀行は、「包摂的

な緑の成長」を「環境的に持続可能な経済成長」として定義し、UNEPは「環境のリスクと生態的な稀少性を低減させる一方、人々の福祉と社会的公平の改善をもたらすもの」としてのグリーン経済の広い見解を提示している。⁽³⁷⁾ 環境経済学に起源をもつグリーン経済は、基本的に、持続可能性の社会的・環境的な側面よりも経済的な側面を強調する一方、これら二つの側面についての相互的な関係性も考慮している。とはいえ、このグリーン経済のアプローチは、環境の質が経済発展の決定的な要素である限り、成長と発展は両立できるという認識に立っている。第五六パラグラフは、グリーン経済に関して以下のように記している。

「我々は持続可能な開発を達成するために利用できる重要な手段の一つとして、持続可能な開発と貧困撲滅という文脈のなかでグリーン経済を考え、グリーン経済が意思決定のための選択肢を提供することができるが、それが厳格なルールであるべきであるとは考えていない。我々は、グリーン経済が持続可能な経済成長だけでなく貧困撲滅にも貢献し、社会的包摂を高め、すべての人々の雇用と一定水準の仕事のための機会を創出すべきである一方、地球生態系の健全な機能化を維持するべきであることを強調する。」⁽³⁸⁾

グリーン経済に関しては、先進諸国とりわけEUは、リオ+20での会議が経済発展への投資を導くような環境上の原則や基準の約束を採択することを期待した。途上国は、グリーン経済が持続可能な開発のための一つの可能な道とみなすことを主張した。とりわけアフリカ諸国は、「グリーン経済」の概念に強い関心を表明し、それを将来の開発の道筋を計画するための潜在的な手段として、また開発のための妨げとして活動することなく、自然資源の有効な利用によって人々を貧困から脱却させる潜在力をもつものと考えた。開発途上国はまた、グリーン経済を持続可能な開発への一つの実現可能な道と考えた。⁽³⁹⁾ しかし、この章(グリーン経済)での交渉が困難となったのは、アメリカが準

備段階で、来るべきリオ＋20の間までに追加的な財政支援を行わないことを明確にしたことであった。しかも各国にとっては経済、社会、環境という三つの次元で「利用可能な様々なアプローチ、ヴィジョン、モデル、手段が存在している」という言及は、グリーン経済が持続可能な開発への道における役割に関して各国間のきわめて多様な見解を含んでいるということの意味した。「様々なアプローチ」ということは、少なくとも、各国が経済をグリーン化するためのより野心的な道を選ぶための選択肢を残しているもの、それはまた従来通りの開発モデルを含む余地を残しているということでもあった。⁽⁴⁰⁾

UNEPやOECDのような国際機関によれば、持続可能な開発の論理には欠陥がないが、問題は資本が正当な部門に配分されなかった点にある。そのための解決は「グリーン経済」と「グリーン成長」にあるということであった。それには、公共輸送インフラへの投資の促進、小規模の都市計画の奨励、労働者の緑の部門へ移転、税制改革等によって環境に損害を与える活動が環境に優しい活動よりも高価になるようにしなければならない。またクリーン・エネルギーへの投資の拡大のために化石燃料への補助金を撤廃することもその一つであった。

これらの政策的な提案は持続可能開発を促進するうえで健全なものであるかもしれないが、「グリーン経済」の提案はさまざまな観点やアクターから批判された。先進諸国のなかには、それがあまりにケインズ主義的であり政府の経済への介入に対する強い関心を表現していると考えた国々もあった。それに対して、開発途上国は、グリーン経済の提案が先進諸国による資金や技術の支援という責任問題から注意をそらす試みであることを警戒した。それとは対照的に、市民社会グループは、グリーン経済が社会的な平等や環境保護を犠牲にして経済成長を特権化していることに関心をもっているとみなした。リオ＋20の反対サミットにおいては、環境保護活動家の人々はグリーン経済が非持

持続可能で不正な資本主義システムを転換することを促進するよりも、それらを支えることであると非難している。⁽⁴¹⁾

実際のところ、「グリーン経済」というアイデアは定着しなかった。国家的なグリーン経済の政策や戦略を發展させた国はほとんどなく、グリーン経済へのいかなる言及もつねに「そして持続可能な開発」という文言が伴っていた。

さて、リオ＋20の主要な中心的なテーマのもう一つは、第四章「持続可能な開発のための制度的枠組」である。制度的な改革の内容は、ハイレベル政治フォーラムの創設（第八四と第八五のパラグラフ）とUNEPの地位の強化（第八七と第八八のパラグラフ）である。第八四パラグラフでは、各国は、「全般的な政府間ハイレベル政治フォーラムを創設すること、そしてCSDの影響力、経験、資源、包摂的な参加様式に基づかせ、結果的に委員会に代わるものとして創設することを」決定した。

新しいハイレベル政治フォーラムは、「持続可能な開発のために政治的指導力、指導、勧告を提供する」ものとしたが、その権限は曖昧なままにされた。第八五パラグラフで提示された一一の各項目には、持続可能な開発のために経済・社会・環境という三つの次元の統合を高めること、持続可能な開発のための規則的な対話、実績評価、課題設定のためのプラットフォームを提供すること、国連内部での持続可能な開発の計画や政策に関して協力し調整すること、開発途上国におけるデータ収集と分析のための現行のキャパシティ・ビルディングを強化することなどの提案などが含まれている。⁽⁴²⁾

次に、第八七パラグラフと第八八パラグラフでは、持続可能な開発のための制度的な枠組の文脈における国際環境ガバナンスの強化の必要性とUNEPの地位の強化を確認している。⁽⁴³⁾ 持続可能な開発の制度的枠組は、リオ＋20会議

の第二の焦点であった。議論が進展したのは、WTOをモデルとした集権化したグローバルな環境機関のようなものを設立すること、あるいはUNEPにこの役割を与えるというよく知られた提案に関して、である⁽⁴⁴⁾。UNEPを国際環境機関に格上げするという提案は、すでに一九九二年のリオ会議での話題になっていたが、十分な支持を得られなかった。その代わりに、各国はCSDを設立することに合意した。ヨーロッパ諸国やアフリカ諸国は、UNEPの地位をWTO、多国間銀行、UNDPに匹敵するような拮抗力を提供する特別機関に押し上げようとしたが、アメリカ、日本、カナダなどの先進諸国が反対した⁽⁴⁵⁾。

ハイレベル政治フォーラムに関してみると、改革上の不十分な点は、リオ+20が政治フォーラムの制度的な本質や権限に関して拘束的な決定を具体化することができなかった点にある。一九九二年のリオ会議で設立されたCSDは、実質的な問題に対する実際的な意思決定の影響をもつ明確な権限を与えられていなかったために、環境と開発の目的を統合するための触媒であるという最初の期待を果たせなかった。リオ+20の合意は、第八六パラグラフにおいて、ハイレベル政治フォーラムの明確な権限を定義する代わりに、これを国連総会に委ね、「国連総会の下で政府間の、開かれた、透明性のある、包摂的な交渉過程に着手する決定を行う」としている⁽⁴⁶⁾。

UNEPの強化についてみると、UNEPに特別機関の地位を与え格上げするという決定は達成されていない。しかし、リオ+20では、世界の指導者は、「グローバルな環境的課題を設定し、持続可能な開発の環境的な次元の一貫した実施を促進する指導的なグローバルな機関としてのUNEPの役割を強化する」というコミットメントを宣言した⁽⁴⁷⁾。このため、UNEPの管理理事会に一般資格、国連の通常予算からの財政資源、そして国連システム内の環境に関する中心的な調整と指導権を与えることによって強化するという決議を国連総会で採択するに至った。

さて、『我々の望む未来』の第V章のBは「持続可能な開発目標」というタイトルとなっており、第二五二パラグラフと第二五三パラグラフにおいて、ミレニアム開発目標に言及し、目標をもつ開発が持続可能な開発に関する焦点化され首尾一貫した行動を追求するために有益でありうることを認めている。こうした目標は、「均衡のとれた形で持続可能な開発の三つのすべての次元とそれらの相互関係に対応し、それらを包摂すべき」であり、そして「行動志向的で、簡明で、伝達が容易で、数が限定され、野心的で、本質的にグローバルで、一般的にすべての国々に適用可能であるべき」である一方、「さまざまな国の現実、開発の能力と水準を考慮に入れ、各国の政策と優先順位を尊重すべき」であるとしている。そして第二四八パラグラフにおいて、各国は、「すべてのステークホルダーに開かれた持続可能な開発に関する包摂的で透明な政府間過程を確立することを決意し、グローバルな開発目標の発展に関しては総会で合意されるべきである」とされた。⁽⁴⁸⁾

このように『我々の望む未来』は、持続可能な開発への約束を再確認し、「持続可能な開発目標」を設定する過程を開始することを決めた。このことはおそらくリオ+20サミットによるもつとも意味のある結果であるといえる。リオ+20の準備段階においては、持続可能な開発目標の採択がサミットの主要な達成となろうという期待が存在した。⁽⁴⁹⁾しかし、実際のところ、国連総会が二〇三〇年までに実現をめざす一六九のターゲットをもつ一七項目の持続可能な開発目標を採択したのは、三年後の二〇一五年であった。

第VI章「実施の手段（二五二―二八三）」では、アジェンダ21、アジェンダ21の実施計画、ヨハネスブルク実施計画、モンテレイ合意、ドーハ宣言における実施手段が持続可能な開発の約束を完全かつ効果的に具体的な形に移すことを達成するために不可欠であるとし、以下の点を繰り返している。すなわち、「我々は、国レベルと国際的なレベルに

おける善きガバナンスと法の支配が持続的・包括的かつ公平な成長、持続可能な開発、そして貧困と飢餓の撲滅にとつて重要であることを認める。⁽⁵⁰⁾

最後に、資金調達に関してみると、各国の交渉に際して明らかになったのはドナー国を悩ませている財政危機のために資金調達に新たに提供するものがないという点である。特にアメリカが主張したことは、持続可能な開発のために私的部門による投資を進めることが必要であり、リオ＋20は資金調達を確約するための会議ではないということである。それに対して、開発途上国の主張は、途上国を援助するための持続可能な開発への投資への適切で予見可能な基金の提供に先進諸国が失敗したことで以前に行つた基本的な約束を破ることになったということであつた。第二五八パラグラフにおいては、二〇一五年までに途上国支援として先進諸国がGNPの〇・七%を政府開発援助として拠出するという以前の約束の実現を確認している。⁽⁵¹⁾

ところで、リオ＋20では、気候変動、森林保護または生物多様性保護、あるいは砂漠化の問題、土壌破壊、旱魃に關しての新しい政策的な進展はなかつた。さらに、この会議において二〇一五年のミレニアム開発目標が期限切れとなる二〇一五年に実施される持続可能な開発目標を確立することに関して一定の方向性を提示したとはいえ、大きな進展もなかつた。研究者による地球環境の劇的な変化という警告にもかかわらず、そしてUNEPの地球環境概観を含めて一連の刊行物における同様の警告にもかかわらず、地球生態系システムの能力を遂行するうえで⁽⁵²⁾の限界についての言及もなかつたことは、科学的な知見と公共政策との間の懸念を生じさせるような断絶を反映している。

おわりに

持続可能な開発と貧困撲滅という目標を実現するためには、いかにして資金調達を行うのかという問題が根本的な前提であり、これに対して先進諸国がG N Pの〇・七％を拠出するという国連決議にもかかわらずこれを怠ってきたことは大きな問題であるといえる。先進諸国だけでなく新興国においても国家財政のなかで巨大な予算的な配分が行われているが、そのうち国家安全保障と軍事の部門に関しては、リオ＋20では少しも言及されなかった一つの部門である。革新的な資金メカニズムのための探求の一部として各国政府は軍事的予算を潜在的な資金提供の源泉として考察すべきであるという提案は今後国際的に早急に検討すべき重要な課題であるといえる。

この点は、一九七四年のブランド報告にあるような世界の軍事費の一部を地球生態系の維持に充てることという提案、そしてこのブランド報告に強く影響された一九八七年のブルントラント報告と深く関連している。さらに世界経済の金融取引に課税するという国際連帯税の創出が必要であるという提案も重要である。さらにこうしたことを実施するための制度的な枠組として、リオ＋20の成果文書である『我々の望む未来』のなかでも提案があったUNEPの機能強化あるいはその延長線上にある世界環境機関の創設ということの検討も必要であろう。

持続可能な開発の問題は、環境と経済の問題であると理解されてきたが、リオ＋20の会議に参加したウルグアイのムヒカ大統領の有名な演説のなかにある言葉、すなわち「我々が今挑戦しようとする目の前の巨大な困難は、決して環境問題ではなく、明らかに政治の問題なのです。」というの、持続可能な開発の問題が政治の問題でもあるという点を指摘している。

- (1) Hayley Stevenson, *Global Environmental Politics*, Cambridge University Press, 2018, p. 123. [URL Stevenson \(2018\)](#)。
- (2) Stevenson (2018), p. 123.
- (3) CSD についてはアジェンダ21の第三章には以下のように記されている。「地球サミットの効果的なフォローアップを確保するため、同様に国際協力を促進し、環境と開発の問題の統合についての政府間の意思決定の能力を合理化するため、アジェンダ21の実施の進捗状況を国内レベル、地域レベル、国際レベルで検討するために、ハイレベルな『持続可能な開発委員会』を国連憲章第六八条に従い、設立すべきである。」(環境庁・外務省監訳『アジェンダ21実施計画(97)』エネルギージャーナル社、一九九七年、四九二頁。
- (4) 「弱い持続可能な開発」と「強い持続可能な開発」については、Susan Baker, *Sustainable Development*, Second edition, Routledge, 2016 ([以下、Baker \(2016\)](#)) , pp. 41-42 を参照。
- (5) Stevenson (2018), p. 124.
- (6) 環境庁・外務省監訳『アジェンダ21実施計画(97)』五一-四頁。
- (7) T.Doyle, Sustainable Development and Agend 21: The Secular Bible of Global Free Markets and Pluralist Democracy, in: *Third World Quarterly*, 19 (4), pp. 771-86.
- (8) F. Dodds, *The Wzy Forward: Beyond Agenda 21*, London, Earthcan, 1997, p. 4.
- (9) UN Resolution, 2626 (XXV), International Development Strategy for the Second United Nations Development Decade, 24 October 1970.
- (10) 環境庁・外務省監訳『アジェンダ21実施計画(97)』四四九頁。
- (11) Stevenson (2018), p. 126.
- (12) Felix Dodds (ed.), *Earth Summit 2002*, Earthscan, 2000 ([以下、Dodds \(2000\)](#)), UN DESA, Review of implementation of Agenda21 and the Rio Principles, 2012 ([以下、UN DESA \(2012\)](#)) .
- (13) Dodds (2000), p. 137.
- (14) UN DESA (2012), p. 8.
- (15) Derek Osborn and Tom Biggs, *Earth Summit II*, Earthcan, 1998, p. 1. [以下、Osborn and Bigg \(1998\)](#)。

- (16) Osborn and Bigg (1998), p. 128-9, の文書¹⁴⁾ 'Programme for the Further Implementation of Agenda 21' を参照。
- (17) Baker (2016), p. 145.
- (18) Osborne and Bigg (1998), p. 12.
- (19) Baker (2016), p. 146.
- (20) Baker (2016), p. 146.
- (21) Stevenson (2018), p. 127.
- (22) Barry James, 'Johannesburg Summit: Big agenda, little action on world's problems', in: The New York Times, Sept. 7, 2002. <https://www.nytimes.com/2002/09/07/news/johannesburg-summit-big-agenda-little-action-on-worlds-problems.html>
二〇〇二年八月二十五日アクセス。
- (23) 環境省地球環境局『ヨハネスブルク・サミットからの発信』エネルギージャーナル社、二〇〇三年、九〇頁。
- (24) Johannesburg Declaration on Sustainable Development, 4 September 2002. 環境省地球環境局『ヨハネスブルク・サミットからの発信』、九〇―九二頁。
- (25) UNGA, Towards global partnerships, 56/76, 2001.
- (26) Stevenson (2018), p. 129.
- (27) ヨハネスブルク宣言の最後文言は、以下のようになっている。「人類のゆりかごであるアフリカ大陸から、我々は、世界の諸国民と地球を確実に受け継ぐ世代に対し、持続可能な開発の実のための我々の結束した希望が実現することを確保することを厳粛に誓う。」(環境省地球環境局『ヨハネスブルク・サミットからの発信』、九三頁。)
- (28) Stevenson (2018), p. 127.
- (29) 環境省地球環境局『ヨハネスブルク・サミットからの発信』、四三頁。
- (30) The Future We Want. Outcome document of the United Nations Conference on Sustainable Development, Rio de Janeiro, Brazil, 20-22 June 2012. 以下、UN (2012) 尚、『我々が望む未来』の構成は、I 章「我々の共通のビジョン」、II 章「政治的な約束の更新」、III 章「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」、IV 章「持続可能な開発のための制度的枠組」、V 章「行動とフォローアップのための枠組」、VI 章「実施手段」となっている。

- (31) Raymond Clemençon. Welcome to the Anthropocene: Rio+20 and the Meaning of Sustainable Development. *Journal of Environment and Development*, 21 (3), 2012, p. 311. 以下、Clemençon (2012)。
- (32) Clemençon (2012), p. 312.
- (33) 国連環境計画『地球環境概観第5次報告書』(上)環境報告研、二〇一五年、XV頁。
- (34) Baker (2016), p. 156.
- (35) Clemençon (2012), p. 316.
- (36) Clemençon (2012), p. 317.
- (37) Neil Carter, *The Politics of the Environment*, Cambridge University Press, Third Edition, 2018, p. 241. 以下、Carter (2018)。
- (38) *The Future We Want*, p. 14.
- (39) Baker (2016), p. 155.
- (40) Clemençon (2012), p. 318.
- (41) Stevenson (2018), p. 135.
- (42) UN (2012), p. 22-23.
- (43) 『我々の望む未来』の第八七パラグラフは、以下の内容である。「我々は、持続可能な開発の経済的・社会的・環境的な次元の均衡のとれた統合及び国連システム内での調整を促進するために持続可能な開発のための制度的枠組という文脈のなかで国際的な環境ガバナンスを強化する必要性を再確認する。」(UN (2012), p. 23)
- (44) UNEPの国際連合内での地位強化の問題に関しては、星野智『環境政治とガバナンス』二〇〇九年、中央大学出版社を参照された。
- (45) Clemençon (2012), p. 319.
- (46) UN (2012), p. 23.
- (47) この点に関しては、星野智「環境条約と国際官僚制としての事務局の役割」(『法学新報』第一二三巻、七号)を参照された。
- (48) UN (2012), p. 63.

- (49) Clemençon (2012), p. 325.
- (50) UN (2012), p. 65.
- (51) UN (2012), p. 66.
- (52) Baker (2016), p. 158.

(本学法学部教授)